

## 単品スライド条項の運用について【ポイント】

### 1. 契約書第25条（スライド条項）

工事契約書第25条に規定されている物価変動による請負代金額の変更は3種類あります。

全体スライド条項（第1項から第4項）

工事の工期が1年以上にわたる場合、その間の物価変動に対する措置

単品スライド条項（第5項）

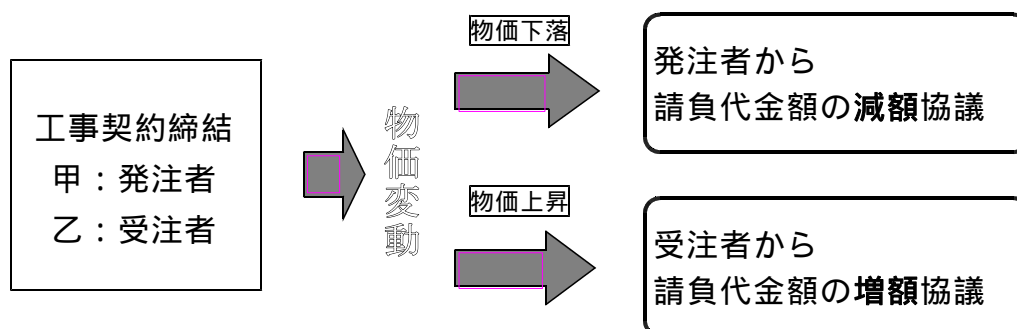
工期における特定の資材の価格変動に対する措置

インフレスライド条項（第6項）

インフレ等による労務単価、物価変動に対する措置

### 2. スライド条項の適用

スライド条項は、物価の変動により、請負代金額が不相当となった場合に適用される条項で、発注者または受注者の請求によって、相互が協議を行い請負代金額の変更ができます。



### 3. 単品スライドの対象となる「主要な工事材料」と対象工事

#### 【主要な工事材料】

「鋼材類」：H形鋼、鉄筋、鋼矢板、鋼管等

「燃料油」：ガソリン、軽油等

#### 【スライド適用対象工事】

運用が施行された時点で施工中の工事

運用施行後に発注された工事

「鋼材類」、「燃料油」に該当する各対象材料を設計時と実際の搬入時・購入時における実勢価格を用いて計算した金額の差が、各「主要な工事材料」について請負代金額の1%以上変動する工事（「鋼材類」、「燃料油」についてスライド対象であるか判定を行います。）

実勢価格は「三重県設計単価表」の掲載単価、掲載のないものは「物価資料」掲載単価による。

#### 4. スライド条項の適用手続き

- (1) 申請時期、契約変更の時期  
工期末の2ヶ月前までに請求 工期末に変更契約
- (2) 証明書類の提出  
受注者は、各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の時期を証明する書類を提出する必要があります。(提出を求めるのは「鋼材類」のみ)

#### 5. スライド額の計算で用いる単価

- 〔鋼材類〕 変動前：設計時における実勢価格  
変動後：受注者が現場に搬入した月の実勢価格<sup>注1</sup>  
(注1) 工期内にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均して実勢価格とします。
- 〔燃料油〕 変動前：設計時における実勢価格  
変動後：工期内の実勢価格<sup>注2</sup>  
(注2) 工期内において単価改定があった場合、適用日数で加重平均して実勢価格とします。

#### 6. スライド額の計算で用いる対象数量

- (1) 設計図書に記載された数量
- (2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

#### 7. スライド額の計算 (それぞれの主要な工事材料ごとに請負代金額の1%以上の変動を確認)

- 【鋼材類】{搬入月の実勢価格 - 設計時の実勢価格} × 対象数量
- + ) 【燃料油】{工期内の実勢価格 - 設計時の実勢価格} × 対象数量
- ) スライド対象となる請負代金額の1%相当額

---

スライド額

(注) 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

#### 8. その他

部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等には単品スライド条項を適用できません。

運用適用後、受注者の求めに応じ、出来高部分を単品スライド条項の対象とする旨の通知を行った場合は適用可

工期末が平成20年12月10日以前である工事についての適用申請は、当該工事の工期満了日、かつ同年10月10日までとします。